

新規上場申請のための半期報告書

フラー株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年6月19日

【中間会計期間】 第15期中(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

【会社名】 フラー株式会社

【英訳名】 Fuller, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山崎 将司

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っています)

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2

【電話番号】 04-7197-1699

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼経営管理グループ長 宮毛 忠相

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	14
第4【経理の状況】	15
1【中間財務諸表】	16
2【その他】	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	22
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第15期 中間会計期間	第14期
		自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日
売上高	(千円)	975,787	1,517,907
経常利益	(千円)	124,621	18,615
中間(当期)純利益	(千円)	118,962	28,777
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	42,444	37,919
発行済株式総数	(株)		
普通株式		653,010	640,680
A種優先株式		272,720	272,720
B種優先株式		313,670	313,670
C種優先株式		167,010	167,010
D種優先株式		207,490	207,490
純資産額	(千円)	895,748	767,736
総資産額	(千円)	1,436,718	1,288,497
1株当たり中間純利益又は1株当たり 当期純損失	(円)	51.70	△26.82
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	62.3	59.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	60,226	5,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,209	△15,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△20,955	△61,017
現金及び現金同等物の中間期(当期)末 残高	(千円)	920,126	886,065

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 当社は、第14期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第14期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載していません。
4. 1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失については、優先株主に対する優先配当の金額を、中間(当期)純利益から控除して算出しています。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載していません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものです。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間期会計期間との比較分析は行っていません。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、円安や物価上昇の影響があるものの、消費、雇用などが堅調に推移しています。当社が属するソフトウェア開発業界においては、社会・ビジネスのあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場はDXの中核分野の一つとして重要性が高まっています。

このような環境の中、当社は、クライアントのビジネス成功とともに実現する「デジタルパートナー」として事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューション事業を推進しました。

アプリ等の開発を主力とするクライアントワークは、前事業年度開始の案件が本格的な開発段階を迎えたほか、新たに大口の新規取引があり、売上高925,674千円と順調に推移しました。「App Ape」サービスを軸とするアプリ分析サービスは、利用者数がほぼ横ばいで推移し、売上高50,112千円となりました。これらにより、当中間会計期間の売上高は975,787千円となりました。

費用面では、クリエイティブ人材の増加と外注費の増加傾向により、売上原価は568,468千円となりました。また、事業拡大の一方で、経費全般の節減に努めたことにより、販売費及び一般管理費は282,611千円となりました。

以上の結果、営業利益124,707千円、経常利益124,621千円、中間純利益118,962千円となり、各段階利益は中間期としては過去の最高の実績となりました。

また、2024年7月より、株式会社ヤプリー及び株式会社電通グループのグループ各社との業務提携に関する具体的な取り組みを開始しています。両社との間で、相互の顧客紹介、共同でのソリューション提供などを検討しており、事業シナジーの早期実現を目指していきたいと考えています。

なお、当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末の資産は1,436,718千円となり、前事業年度末に比べ148,220千円増加しました。主な変動要因は、受取手形及び売掛金の増加72,218千円、現金及び預金の増加34,060千円、前払費用の増加20,898千円です。

(負債)

当中間会計期間末の負債は540,969千円となり、前事業年度末に比べ20,208千円増加しました。主な変動要因は、長期借入金の減少30,006千円、未払費用の増加22,319千円、未払消費税等の増加20,945千円です。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産は895,748千円となり、前事業年度末に比べ128,012千円増加しました。変動要因は、中間純利益の計上による利益剰余金の増加118,962千円、資本金の増加4,525千円、資本剰余金の増加4,525千円です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、920,126千円となり、前事業年度末に比べて34,060千円増加しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは60,226千円の収入となりました。これは主に、増加要因として税引前中間純利益124,621千円、未払費用の増加額22,316千円、未払消費税等の増加額20,945千円があった一方で、減少要因として売上債権の増加額72,218千円、棚卸資産の増加額16,698千円、前受金の減少額8,306千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは5,209千円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得による支出4,841千円及び資産除去債務の履行による支出368千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは20,955千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出30,006千円及び株式の発行による収入9,050千円によるものです。

(4) 会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断する為の客観的な指標等について、重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について、重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発費の金額は4,343千円です。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 主要な設備の新設・除却

当中間会計期間において、次の通り事業所の廃止を行いました。

廃止した事業所 長岡オフィス（新潟縣長岡市）

廃止日 2024年11月30日

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

提携契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
株式会社電通総研	東京都港区	2024年10月16日から 2025年6月30日、以後 1年毎自動更新	同社とのデジタルパートナー事業における業務提携（当社への顧客紹介等）

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,500,000
A種優先株式	400,000
B種優先株式	400,000
C種優先株式	400,000
D種優先株式	300,000
計	5,000,000

(注) 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式に関する定款の定めを廃止する旨定款の一部変更を行っています。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	653,010	1,635,520	非上場	(注) 1
A種優先株式	272,720	—	非上場	(注) 2
B種優先株式	313,670	—	非上場	(注) 3
C種優先株式	167,010	—	非上場	(注) 4
D種優先株式	207,490	—	非上場	(注) 5
計	1,613,900	1,635,520	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式の定めはありません。

2. A種優先株式の内容は次の通りです。

(1) 完全議決権株式であり、単元株式の定めはない。

(2) 優先配当

① 当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、各事業年度にA種優先株式1株当たり金366.7円（以下「A種転換価額」という。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に5%を乗じた額（以下「A種優先配当額」という。）を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。

② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種優先累積未配当金」という。）については、翌事業年度以降、A種優先配当額及び普通株主または普通登録質権者に対する配当に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に配当する。

③ 当社が、①及び②の配当後に同一の事業年度において剰余金（金銭以外の財産によるものを含む。）の配当を行うときは、普通株主または普通登録質権者及びA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して、A種優先株式1株当たりと普通株式1株当たりとで同額の剰余金を配当する。

(3) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主また

は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種転換価額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）、A種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるA種残余財産調整金（1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）の合計額を支払う。

$$\text{A種残余財産調整金} = \text{A種転換価額} \times \frac{\text{解散決議の日の属する事業年度の初日から解散決議の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び解散決議の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (解散決議の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

②A種優先株主には、①以外の残余財産の分配は行わない。

③A種優先株主が下記(5)の定めに基づき普通株式の交付を受けたときは、当該A種優先株主は、当該交付を受けた普通株式については普通株主として残余財産の分配を受ける。

(4) 金銭と引換えの取得請求権条項

A種優先株主は当会社に対し、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するA種優先株式の全部または一部をA種優先株式1株につきA種転換価額、A種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるA種取得対価調整金の合計額の金銭の交付と引換えに当会社に取得を請求することができる（1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、取得の請求を行ったA種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額とする。分配可能額により取得可能なA種優先株式の数が発行済のA種優先株式の数よりも少ない場合には、分配可能額の範囲内で取得可能な限度で最大数のA種優先株式を取得するものとし、各株主から取得するA種優先株式の数は、各株主の保有するA種優先株式の数に応じて按分する。取得されなかったA種優先株式については、当会社は法令等上可能な範囲でできるだけ早期に取得する義務を負うものとする。

$$\text{A種取得対価調整金} = \text{A種転換価額} \times \frac{\text{取得請求の日の属する事業年度の初日から取得請求の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び取得請求の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (取得請求の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

(5) 普通株式と引換えの取得請求権条項

①A種優先株主は、いつでも、保有するA種優先株式につき、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに当会社に取得を請求することができる（1株未満の端数は切り捨て、金銭の調整を行わない。）。)

$$\text{交付される普通株式数} = \frac{\text{取得請求するA種優先株式の数} \times 366.7\text{円} \times 1}{\text{A種転換価額}}$$

②A種転換価額は、上記(2)①に規定される場合以外に、調整前A種転換価額を下回る払込金額をもって普通株式の募集（発行または処分を意味する。以下同じ。）、普通株式の交付を受ける権利（取得請求権付株式、取得条項付種類株式等の種類株式及び新株予約権を含む。）が募集された場合、A種優先株式以外の株式の保有者に対して株主割当てまたは無償割当てがなされた場合には、次の算式で調整される。但し、本②に基づく調整は、「(5)普通株式と引換えの取得請求権条項」及び「(6)普通株式と引換えの取得条項」との関係においてのみ適用されるものとし、「(2)優先配当」「(3)残余財産の分配」及び「(4)金銭と引換えの取得請求権条項」との関係においては適用されないものとする。

$$\text{調整後A種転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種転換価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記において、既発行株式数とは、発行済の株式及び新株予約権の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数（自己株式数を除く。）を、新発行株式数は、新たに発行又は処分された株式又は権利の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数を、1株当たり払込金額は、普通株式でない株式または新株予約権については、当該権利の取得及び普通株式への引換えを通じて普通株式1株を取得するために負担するべき金額を、それぞれ意する。

上記の場合のほか、以下の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、A種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (a) 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少のためにA種転換価額の調整を必要とするとき
- (b) 前(a)のほか、当会社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由によってA種転換価額の調整を必要とするとき
- ③上記②は、以下に掲げる場合には行われない。
 - (a) 当会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付するとき、または新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付するとき
 - (b) 当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、従業員またはコンサルタントその他の関係者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき
 - (c) A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要としたとき

(6) 普通株式と引換えの取得条項

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場を当社の取締役会が決定した場合に、取締役会が定める日をもって、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得することができる（1株未満の端数の処理については会社法の規定に従う。）。ただし、下記のA種転換価額は、上記(2)及び(5)の規定に従って、適切に調整される。

$$\text{交付する普通株式数} = \frac{\text{取得するA種優先株式の数}}{\text{A種転換価額}} \times 366.7\text{円} \times \frac{1}{\text{A種転換価額}}$$

(7) 議決権

A種優先株主は、①株主総会、②A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

3. B種優先株式の内容は次の通りです。

(1) 完全議決権株式であり、単元株式の定めはない。

(2) 優先配当

- ① 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、各事業年度にB種優先株式1株当たり金733.4円（以下「B種転換価額」という。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に5%を乗じた額（以下「B種優先配当額」という。）を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。
- ② ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がB種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「B種優先累積未配当金」という。）については、翌事業年度以降、B種優先配当額並びにA種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に対する配当に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に配当する。
- ③ 当社が、①及び②の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりA種優先配当額を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。
- ④ A種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、A種優先配当額及び普通株主または普通登録質権者に対する配当に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に配当する。
- ⑤ 当社が、①ないし④の配当後に同一の事業年度において剰余金（金銭以外の財産によるものを含む。）の配当を行うときは、普通株主または普通登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及びB種優先株主またはB種優先登録質権者に対して、各株式1株当たり同額の剰余金を配当する。

(3) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種転換価額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）、B種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるB種残余財産調整金（1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）の合計額を支払う。

$$\text{B種残余財産調整金} = \frac{\text{B種転換価額}}{\text{B種転換価額}} \times \frac{\text{解散決議の日の属する事業年度の初日から解散決議の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び解散決議の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (解散決議の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

- ② B種優先株主には、①以外の残余財産の分配は行わない。
- ③ B種優先株主が下記(5)の定めに基づき普通株式の交付を受けたときは、当該B種優先株主は、当該交付を受けた普通株式については普通株主として残余財産の分配を受ける。

(4) 金銭と引換えの取得請求権条項

B種優先株主は当社に対し、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するB種優先株式の全部または一部をB種優先株式1株につきB種転換価額、B種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるB種取得対価調整金の合計額の金銭の交付と引換えに当社に取得を請求することができる（1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、取得の請求を行ったB種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額とする。分配可能額により取得可能なB種優先株式の数が発行済のB種優先株式の数よりも少ない場合には、分配可能額の範囲内で取得可能な限度で最大数のB種優先株式を取得するものとし、各株主から取得するB種優先株式の数は、各株主の保有するB種優先株式の数に応じて按分する。取得されなかったB種優先株式については、当社は法令等上可能な範囲でできるだけ早期に取得する義務を負うものとする。

$$\text{B種取得対価調整金} = \text{B種転換価額} \times \frac{\text{取得請求の日の属する事業年度の初日から取得請求の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び取得請求の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (取得請求の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

(5) 普通株式と引換えの取得請求権条項

- ① B種優先株主は、いつでも、保有するB種優先株式につき、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに当会社に取得を請求することができる（1株未満の端数は切り捨て、金銭の調整を行わない。）。

$$\text{交付される普通株式数} = \frac{\text{取得請求するB種優先株式の数} \times 733.4\text{円} \times 1}{\text{B種転換価額}}$$

- ② B種転換価額は、上記(2)①に規定される場合以外に、調整前B種転換価額を下回る払込金額をもって普通株式の募集（発行または処分を意味する。以下同じ。）普通株式の交付を受ける権利（取得請求権付株式、取得条項付種類株式等の種類株式及び新株予約権を含む。）が募集された場合、B種優先株式以外の株式の保有者に対して株主割当てまたは無償割当てがなされた場合には、次の算式で調整される。但し、本②に基づく調整は、「(5)普通株式と引換えの取得請求権条項」及び「(6)普通株式と引換えの取得条項」との関係においてのみ適用されるものとし、「(2)優先配当」「(3)残余財産の分配」及び「(4)金銭と引換えの取得請求権条項」との関係においては適用されないものとする。

$$\text{調整後B種転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前B種転換価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記において、既発行株式数とは、発行済の株式及び新株予約権の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数（自己株式数を除く。）を、新発行株式数は、新たに発行又は処分された株式又は権利の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数を、1株当たり払込金額は、普通株式でない株式または新株予約権については、当該権利の取得及び普通株式への引換えを通じて普通株式1株を取得するために負担するべき金額を、それぞれ意する。

上記の場合のほか、以下の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のB種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、B種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (a) 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少のためにB種転換価額の調整を必要とするとき
 (b) 前(a)のほか、当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由によってB種転換価額の調整を必要とするとき
 ③ 上記②は、以下に掲げる場合には行われぬ。
 (a) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付するとき、または新株予約権の行使により当社の普通株式を交付するとき
 (b) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはコンサルタントその他の関係者に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき
 (c) B種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するB種優先株主がかかる調整を不要としたとき

(6) 普通株式と引換えの取得条項

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場を当社の取締役会が決定した場合には、取締役会が定める日をもって、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる（1株未満の端数の処理については会社法の規定に従う。）。ただし、下記のB種転換価額は、上記(2)及び(5)の規定に従って、適切に調整される。

$$\text{交付する普通株式数} = \frac{\text{取得するB種優先株式の数} \times 733.4\text{円} \times 1}{\text{B種転換価額}}$$

(7) 議決権

B種優先株主は、①株主総会、②B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

4. C種優先株式の内容は次の通りです。

- (1) 完全議決権株式であり、単元株式の定めはない。

(2) 優先配当

- ① 当社は、剰余金の配当を行うときは、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録質権者に先立ち、各事業年度にC種優先株式1株当たり金2,528.7円（以下、「C種転換価額」という。ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合に

は、適切に調整される。)に5%を乗じた額(以下「C種優先配当額」という。)を配当する(1円未満の端数は切り捨てる。)

- ②ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がC種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「C種優先累積未配当金」という。)については、翌事業年度以降、C種優先配当額並びにB種優先株主またはB種優先登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当に先立って、これをC種優先株主またはC種優先登録質権者に配当する。
- ③当社が、①及び②の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりB種優先配当額を配当する(1円未満の端数は切り捨てる。)
- ④B種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、B種優先配当額並びにA種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に配当する。
- ⑤当社が、①ないし④の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりA種優先配当額を配当する(1円未満の端数は切り捨てる。)
- ⑥A種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、A種優先配当額及び普通株主または普通登録質権者に対する配当に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に配当する。
- ⑦当社が、①ないし⑥の配当後に同一の事業年度において剰余金(金銭以外の財産によるものを含む。)の配当を行うときは、普通株主または普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びにC種優先株主またはC種優先登録質権者に対して、各株式1株当たり同額の剰余金を配当する。

(3) 剰余財産の分配

- ①当社は、剰余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、B種優先株主またはB種優先登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種転換価額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)、C種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるC種剰余財産調整金(1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。)の合計額を支払う。

$$\text{C種剰余財産調整金} = \text{C種転換価額} \times \frac{\text{解散決議の日の属する事業年度の初日から解散決議の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び解散決議の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (解散決議の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

- ②C種優先株主には、①以外の剰余財産の分配は行わない。
- ③C種優先株主が下記(5)の定めに基づき普通株式の交付を受けたときは、当該C種優先株主は、当該交付を受けた普通株式については普通株主として剰余財産の分配を受ける。

(4) 金銭と引換えの取得請求権条項

C種優先株主は当社に対し、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するC種優先株式の全部または一部をC種優先株式1株につきC種転換価額、C種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるC種取得対価調整金の合計額の金銭の交付と引換えに当社に取得を請求することができる(1円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、取得の請求を行ったC種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額とする。分配可能額により取得可能なC種優先株式の数が発行済のC種優先株式の数よりも少ない場合には、分配可能額の範囲内で取得可能な限度で最大数のC種優先株式を取得するものとし、各株主から取得するC種優先株式の数は、各株主の保有するC種優先株式の数に応じて按分する。取得されなかったC種優先株式については、当社は法令等上可能な範囲でできるだけ早期に取得する義務を負うものとする。

$$\text{C種取得対価調整金} = \text{C種転換価額} \times \frac{\text{取得請求の日の属する事業年度の初日から取得請求の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び取得請求の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (取得請求の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

(5) 普通株式と引換えの取得請求権条項

- ①C種優先株主は、いつでも、保有するC種優先株式につき、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに当社に取得を請求することができる(1株未満の端数は切り捨て、金銭の調整を行わない。)

$$\text{交付される普通株式数} = \text{取得請求するC種優先株式の数} \times 2,528.7円 \times \frac{1}{\text{C種転換価額}}$$

- ②C種転換価額は、上記(2)①に規定される場合以外に、調整前C種転換価額を下回る払込金額をもって普通株式、A種優先株式またはB種優先株式の募集(発行又は処分を意味する。以下同じ。)、普通株式、A種優先株式またはB種優先株式の交付を受ける権利(取得請求権付株式、取得条項付種類株式等の種類株式及び新株予約権を含む。)が募集された場合、C種優先株式以外の株式の保有者に対して株主割当て又は無償割当てがなされた場合には、次の算式で調整される。但し、本②に基づく調整は、

「(5)普通株式と引換えの取得請求権条項」及び「(6)普通株式と引換えの取得条項」との関係においてのみ適用されるものとし、「(2)優先配当」「(3)残余財産の分配」及び「(4)金銭と引換えの取得請求権条項」との関係においては適用されないものとする。

$$\text{調整後C種転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前C種転換価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記において、既発行株式数とは、発行済の株式及び新株予約権の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数（自己株式数を除く。）を、新発行株式数は、新たに発行又は処分された株式又は権利の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数を、1株当たり払込金額は、普通株式でない株式または新株予約権については、当該権利の取得及び普通株式への引換えを通じて普通株式1株を取得するために負担するべき金額を、それぞれ意する。

上記の場合のほか、以下の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のC種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、C種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (a)合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少のためにC種転換価額の調整を必要とするとき
- (b)前(a)のほか、当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由によってC種転換価額の調整を必要とするとき
- ③上記②は、以下に掲げる場合には行われぬ。
 - (a)当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付するとき、または新株予約権の行使により当社の普通株式を交付するとき
 - (b)当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはコンサルタントその他の関係者に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき
 - (c)C種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するC種優先株主がかかる調整を不要としたとき

(6)普通株式と引換えの取得条項

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場を当社の取締役会が決定した場合には、取締役会が定める日をもって、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに、C種優先株式の全部を取得することができる（1株未満の端数の処理については会社法の規定に従う。）。ただし、下記のC種転換価額は、上記(2)及び(5)の規定に従って、適切に調整される。

$$\text{交付する普通株式数} = \frac{\text{取得するC種優先株式の数} \times 2,528.7\text{円} \times 1}{\text{C種転換価額}}$$

(7)議決権

C種優先株主は、①株主総会、②C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(8)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

5. D種優先株式の内容は次の通りです。

- (1)完全議決権株式であり、単元株式の定めはない。
- (2)優先配当
 - ①当社は、剰余金の配当を行うときは、D種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録質権者に先立ち、各事業年度にD種優先株式1株当たり金3,325円（以下、「D種転換価額」という。ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に5%を乗じた額（以下「D種優先配当額」という。）を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）
 - ②ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がD種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「D種優先累積未配当金」という。）については、翌事業年度以降、D種優先配当額並びにC種優先株主またはC種優先登録質権者、B種優先株主またはB種優先登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に対する配当に先立って、これをD種優先株主またはD種優先登録質権者に配当する。
 - ③当社が、①及び②の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりC種優先配当額を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。
 - ④C種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、C種優先配当額並びにB種優先株主またはB種優先登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に対する配

当に先立って、これをC種優先株主またはC種優先登録質権者に配当する。

- ⑤当会社が、①ないし④の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりB種優先配当額を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。
- ⑥B種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、B種優先配当額並びにA種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に配当する。
- ⑦当会社が、①ないし⑥の配当後に同一の事業年度において剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりA種優先配当額を配当する（1円未満の端数は切り捨てる。）。
- ⑧A種優先累積未配当金については、翌事業年度以降、A種優先配当額及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に配当する。
- ⑨当会社が、①ないし⑧の配当後に同一の事業年度において剰余金（金銭以外の財産によるものを含む。）の配当を行うときは、普通株主または普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者、C種優先株主またはC種優先登録質権者並びにD種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、各株式1株当たり同額の剰余金を配当する。

(3) 残余財産の分配

- ①当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録質権者に対し、C種優先株主またはC種優先登録質権者、B種優先株主またはB種優先登録質権者、A種優先株主またはA種優先登録質権者及び普通株主または普通登録質権者に先立ち、D種優先株式1株につきD種転換価額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）、D種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるD種残余財産調整金（1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）の合計額を支払う。

$$\text{D種残余財産調整金} = \text{D種転換価額} \times \frac{\text{解散決議の日の属する事業年度の初日から解散決議の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び解散決議の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (解散決議の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

- ②D種優先株主には、①以外の残余財産の分配は行わない。
- ③D種優先株主が下記(5)の定めに基づき普通株式の交付を受けたときは、当該D種優先株主は、当該交付を受けた普通株式については普通株主として残余財産の分配を受ける。

(4) 金銭と引換えの取得請求権条項

D種優先株主は当会社に対し、2025年3月31日以降いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するD種優先株式の全部または一部をD種優先株式1株につきD種転換価額、D種優先累積未配当金及び次の算式で計算されるD種取得対価調整金の合計額の金銭の交付と引換えに当会社に取得を請求することができる（1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、取得の請求を行ったD種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額とする。分配可能額により取得可能なD種優先株式の数が発行済のD種優先株式の数よりも少ない場合には、分配可能額の範囲内で取得可能な限度で最大数のD種優先株式を取得するものとし、各株主から取得するD種優先株式の数は、各株主の保有するD種優先株式の数に応じて按分する。取得されなかったD種優先株式については、当会社は法令等上可能な範囲でできるだけ早期に取得する義務を負うものとする。

$$\text{D種取得対価調整金} = \text{D種転換価額} \times \frac{\text{取得請求の日の属する事業年度の初日から取得請求の日までの日数} \times 0.05 \text{ (当該事業年度の初日及び取得請求の日はこれを算入する)}}{365 \text{ (取得請求の日の属する事業年度の2月が閏年であるときは366)}}$$

(5) 普通株式と引換えの取得請求権条項

- ①D種優先株主は、いつでも、保有するD種優先株式につき、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに当会社に取得を請求することができる（1株未満の端数は切り捨て、金銭の調整を行わない。）。

$$\text{交付される普通株式数} = \frac{\text{取得請求するD種優先株式の数} \times 3,325\text{円} \times 1}{\text{D種転換価額}}$$

- ②D種転換価額は、上記(2)①に規定される場合以外に、調整前D種転換価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式またはC種優先株式の募集（発行または処分を意味する。以下同じ。）、普通株式、A種優先株式、B種優先株式またはC種優先株式の交付を受ける権利（取得請求権付株式、取得条項付種類株式等の種類株式及び新株予約権を含む。）が募集された場合、D種優先株式以外の株式の保有者に対して株主割当てまたは無償割当てがなされた場合には、次の算式で調整される。但し、本②に基づく調整は、「(5)普通株式と引換えの取得請求権条項」及び「(6)普通株式と引換えの取得条項」との関係においてのみ適用されるものとし、「(2)優先配当」「(3)残余財産の分配」及び「(4)金銭と引換えの取得請求権条項」との関係においては適用されないものとする。

$$\text{調整後D種転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前D種転換価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記において、既発行株式数とは、発行済の株式及び新株予約権の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数（自己株式数を除く。）を、新発行株式数は、新たに発行又は処分された株式又は権利の全てが普通株式に引き換えられたと仮定した場合の普通株式数を、1株当たり払込金額は、普通株式でない株式または新株予約権については、当該権利の取得及び普通株式への引換えを通じて普通株式1株を取得するために負担するべき金額を、それぞれ意する。

上記の場合のほか、以下の各号に該当する場合には、当社はD種優先株主及びD種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のD種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、D種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (a) 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少のためにD種転換価額の調整を必要とするとき
- (b) 前(a)のほか、当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由によってD種転換価額の調整を必要とするとき
- ③上記②は、以下に掲げる場合には行われぬ。
 - (a) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付するとき、または新株予約権の行使により当社の普通株式を交付するとき
 - (b) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはコンサルタントその他の関係者に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき
 - (c) D種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するD種優先株主がかかる調整を不要としたとき

(6) 普通株式と引換えの取得条項

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場を当社の取締役会が決定した場合には、取締役会が定める日をもって、次の算式で計算される普通株式数の交付と引換えに、D種優先株式の全部を取得することができる（1株未満の端数の処理については会社法の規定に従う。）。ただし、下記のD種転換価額は、上記(2)及び(5)の規定に従って、適切に調整される。

$$\text{交付する普通株式数} = \frac{\text{取得するD種優先株式の数} \times 3,325\text{円} \times 1}{\text{D種転換価額}}$$

(7) 株式の分割、併合及び株式割当て等

- ① 当社は、株式の分割または併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- ② 当社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式またはD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式またはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式またはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

(8) 議決権

D種優先株主は、①株主総会、②D種優先株主を構成員とする種類株主総会において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

6. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。
7. 2025年4月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月26日 (注) 1	12,330	1,613,900	4,525	42,444	4,525	358,503

(注) 1. ストック・オプションとしての新株予約権の行使による増加です。

2. 2025年1月29日から2025年3月26日までの間に、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により、発行済株式総数が21,620株、資本金が7,934千円、資本準備金が7,934千円増加しました。

3. 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。また、2025年4月3日付で自己株式であるA種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を消却しています。

(5) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤブリ	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階	352,400	21.84
株式会社電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	346,000	21.44
渋谷 修太	新潟県新潟市	188,991	11.71
B Dash Fund 4号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	146,630	9.09
いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	90,000	5.58
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地 PLAKA3 1階	59,320	3.68
山本 公哉	東京都目黒区	38,600	2.39
朝日メディアラボベンチャーズ株式会社	東京都中央区築地五丁目3番2号	37,400	2.32
櫻井 裕基	茨城県つくばみらい市	33,400	2.07
山崎 将司	千葉県流山市	33,400	2.07
計	—	1,326,141	82.17

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 653,010 A種優先株式 272,720 B種優先株式 313,670 C種優先株式 167,010 D種優先株式 207,490	1,613,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,613,900	—	—
総株主の議決権	—	1,613,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しています。

また、当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表です。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)に係る中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社が無いため、中間連結財務諸表を作成していません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	886,065	920,126
受取手形及び売掛金	214,200	286,419
仕掛品	621	17,319
前払費用	37,048	57,947
その他	49	5,524
流動資産合計	1,137,985	1,287,338
固定資産		
有形固定資産	37,763	34,691
投資その他の資産	112,748	114,689
固定資産合計	150,512	149,380
資産合計	1,288,497	1,436,718
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,257	27,281
1年内返済予定の長期借入金	60,012	60,012
未払金	11,122	11,091
未払費用	166,317	188,637
未払法人税等	1,196	608
未払消費税等	13,861	34,806
前受金	14,978	6,672
預り金	9,778	12,710
受注損失引当金	—	3,898
流動負債合計	294,523	345,718
固定負債		
長期借入金	168,307	138,301
資産除去債務	980	—
その他	56,950	56,950
固定負債合計	226,237	195,251
負債合計	520,761	540,969
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,919	42,444
資本剰余金	353,978	358,503
利益剰余金	375,838	494,800
株主資本合計	767,736	895,748
純資産合計	767,736	895,748
負債純資産合計	1,288,497	1,436,718

(2) 【中間損益計算書】

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
売上高	975,787
売上原価	568,468
売上総利益	407,319
販売費及び一般管理費	※ 282,611
営業利益	124,707
営業外収益	
受取利息	86
補助金収入	696
営業外収益合計	782
営業外費用	
支払利息	868
営業外費用合計	868
経常利益	124,621
税引前中間純利益	124,621
法人税、住民税及び事業税	621
法人税等調整額	5,037
法人税等合計	5,659
中間純利益	118,962

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年7月1日
至 2024年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	124,621
減価償却費	7,967
受注損失引当金の増減額(△は減少)	3,898
受取利息	△86
支払利息	868
資産除去債務履行差額	113
補助金収入	△696
売上債権の増減額(△は増加)	△72,218
棚卸資産の増減額(△は増加)	△16,698
仕入債務の増減額(△は減少)	10,024
未払金の増減額(△は減少)	△31
未払費用の増減額(△は減少)	22,316
未払消費税等の増減額(△は減少)	20,945
前受金の増減額(△は減少)	△8,306
その他	△31,195
小計	61,523
利息の受取額	86
利息の支払額	△870
法人税等の支払額	△1,209
補助金の受取額	696
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,841
資産除去債務の履行による支出	△368
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,209
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△30,006
株式の発行による収入	9,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,955
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	34,060
現金及び現金同等物の期首残高	886,065
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 920,126

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りです。

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	114,784千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	920,126千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	920,126千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、当中間会計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,525千円増加しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当社はデジタルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	合計
「App Ape」サービス	50,112
クライアントワーク (請負)	84,340
クライアントワーク (準委任その他)	841,334
顧客との契約から生じる収益	975,787
その他の収益	—
外部顧客への売上高	975,787

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	51円70銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	118,962
普通株主に帰属しない金額(千円)	36,138
普通株式に係る中間純利益(千円)	82,823
普通株式の期中平均株式数(株)	1,601,972
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、剰余金配当については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり中間純利益の算定に当たって、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式に配当される優先配当額を中間純利益から控除しています。また、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、各種類株式に優先配当された後の剰余金の配当について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり中間純利益の算定に用いられる普通株式と同等の株式としています。
3. 当中間会計期間の当該優先配当額は、2025年6月30日を基準日として配当を予定している額のうち、当中間会計期間に帰属するものとして算定しています。

(重要な後発事象)

1. 資金の借入及び借入金の繰上返済

当社は、2025年2月17日開催の取締役会決議に基づき、次の通り資金の借入及び借入金の繰上返済を行いました。

(資金の借入①)

- 借入先 株式会社第四北越銀行
- 借入金額 200,000千円
- 借入金利 市場金利に連動した変動金利
- 借入実行日 2025年2月28日
- 最終返済期日 借入実行日より5年間
- 担保の有無 無担保、無保証
- 資金使途 長期運転資金

(資金の借入②)

- 借入先 株式会社三井住友銀行
- 借入金額 200,000千円
- 借入金利 市場金利に連動した変動金利
- 借入実行日 2025年3月31日
- 最終返済期日 借入実行日より5年間
- 担保の有無 無担保、無保証
- 資金使途 長期運転資金

(借入金の繰上返済①)

- (1) 返済先 株式会社第四北越銀行
- (2) 返済金額 66,660千円 (最終返済期日2028年5月31日)
- (3) 返済日 2025年2月25日

(借入金の繰上返済②)

- (1) 返済先 株式会社三井住友銀行
- (2) 返済金額 59,992千円 (最終返済期日2028年3月30日)
- (3) 返済日 2025年3月31日

2. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2025年3月31日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	272,720株
B種優先株式	313,670株
C種優先株式	167,010株
D種優先株式	207,490株

(2) 交換により交付した普通株式数 960,890株

(3) 交付後の発行済普通株式数 1,635,520株

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月12日

フラー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉秀康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉永竜也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているフラー株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第15期事業年度の中間会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フラー株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年3月31日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付している。また、会社は、2025年4月3日開催の取締役会において、会社が取得した全ての優先株式について消却することを決議し、同日付で消却している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上